

令和4年4月1日より

アスベスト
**石綿事前調査結果の報告が
義務化されました**

令和4年4月1日から、建築物等の解体等を行う前に実施する**石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する**必要があります。

なお事前調査結果の報告が必要になるのは、以下のいずれかの条件に当てはまる場合です。

- ① 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる**床面積の合計が80㎡以上**であるもの
- ② 建築物を改造又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の**請負代金の合計が100万円以上**であるもの
- ③ 工作物を解体し改造又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の**請負代金の合計額が100万円以上**であるもの

※上記以外の工事であっても、建築物等の解体・改修時には事前調査の実施、調査結果の保存等が必要です。（大気汚染防止法第18条の15第6項）

石綿事前調査の流れ

～夏原工業のワンストップソリューション～

石綿事前調査

工事前に建築物等に使用されている建材の石綿含有の有無を調査します。

【内容】
資料調査・現地ヒアリング調査等



分析

採取した試料の石綿含有の有無を判定します。

【内容】
定性分析・定量分析



解体・除去工事

石綿の撤去物に合わせて(レベル1～3)適切な除去方法を提案し、労働基準監督署への届出を行った上で、工事を実施します。



当社は石綿事前調査から分析、解体・除去工事まで承ります。

特定建築物石綿含有建材調査者も在籍しております。

まずはお気軽にご相談ください！



夏原工業株式会社
NATSUHARA Industrial Technologies Inc.

営業課：〒522-0201 滋賀県彦根市高宮町2688番地1
TEL:0749-26-3272 FAX:0749-26-3278
北陸営業所：〒930-0009 富山県富山市神通町一丁目5番30号
TEL:076-411-9833 FAX:076-411-9844